

一般社団法人日本サッカー審判協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本サッカー審判協会と称し、英文表記は、
The Referees' Association of Japan (略称RAJ) とする。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この会は、日本のサッカー、フットサルおよびビーチサッカーの審判員および審判指導者（以下「審判員等」という。）の地位および資質向上、会員相互の連絡、協働、互助および親睦を図り、もって審判員等の立場から日本サッカーの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 審判員等の地位および資質向上のための研究、企画ならびに施策の構築および実施
- (2) 審判員等の技術向上のための研修会、講習会等の開催および審判員等の派遣
- (3) 審判員等の技術向上のための資料作成および提供
- (4) 競技規則等の研究および書籍等の発行
- (5) 審判員等の相互親睦にかかる事業
- (6) 日本のサッカーファミリーに向けた審判員等の活動紹介
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主として日本国内において行う。

(規律)

第5条 この会は、この会の理念と規範を定め、事業を公平、公正かつ適正に運営し、社会的信用の維持、向上に努める。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員および社員

(会員)

第7条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を推進する個人または団体
- (2) 名誉会員 この会に功労のあった個人または団体で、理事会において推薦され、社員総会で承認された者
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を援助する個人または団体

2 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認を得て会員となる。

(社員)

第8条 当法人の社員は社員総会において正会員の中から選出する。

- 2 前項の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 3 社員は50名以内とする。
- 4 社員の選出に際しては、次の各号に該当する者を社員候補者として理事会の決議により推薦し、社員総会に諮ることとする。
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会の加盟団体規則により定義された北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、中国、四国および九州の9地域からそれぞれ推薦された者 各地域2名以内 合計18名以内。
 - (2) この会の理事および監事の候補者 18名以内。
 - (3) その他、この会の社員として理事会が特に推薦する者 若干名。
- 5 社員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠として選任された社員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 7　社員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
- (1) この定款の定めるところにより、正会員たる資格を喪失したとき。
 - (2) 前2項に従い、任期が満了したとき。
 - (3) 社員を辞する旨の届出をしたとき。
 - (4) 第4項第2号により社員となった者が、理事または監事の職を退いたとき。ただし、理事または監事の職を退く前に、社員たる資格を喪失しない旨、社員総会の承認を得た場合を除く。
 - (5) 第11条第1項各号に準ずる事由により、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、社員として除名したとき。なお、この決議を行う場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(入会金および会費)

第9条　会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金および会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2　前項により会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3　前2項の定めは、社員たる会員を除名するときも、同様とする。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。
- (3) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、この会に対する会員としての権利を失い、義務の履行を免れる。ただし、既に発効した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費等およびその他拠出金品の返還は行わない。

(会員名簿および社員名簿)

第14条 この会は、会員および社員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿および社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 入会基準
- (3) 会費等の額
- (4) 会員の除名
- (5) 社員の選出に関する事項
- (6) 理事および監事の選任または解任
- (7) 理事および監事の報酬等の額
- (8) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認

- (9) 長期借入金の借受け
- (10) 重要な財産の処分または譲受
- (11) 解散および残余財産の処分
- (12) 合併および事業の全部または重要な一部の譲渡
- (13) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第17条 この会の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。また、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して書面または電磁的方法により招集通知を発する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求をした社員は、次の場合には、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知が発せられない場合

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類または電磁的記録を当法人に提出しなければならない。

(決議および報告の省略)

第23条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録により議事録を作成する。

2 議長および出席した代表理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第25条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 社員総会の決議により、理事および監事を選任する。

- 2 理事会の決議により、理事のうち1名を会長に選定する。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事会の決議により、副会長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を定めることができる。
- 5 前項の副会長、専務理事および常務理事の中から、理事会の決議により、代表理事1名、業務執行理事5名以内を選定することができる。
- 6 監事は、この会の理事または使用人を兼ねることができない。
- 7 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務および権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、この会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この会の業務を執行する。また、会長および副会長に事故があるとき、会長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 その他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この会の業務を分担執行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事および前項の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、それぞれの職務の執行の状況について理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第28条 監事は、次の職務を行う。
- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

- (2) 本会の業務および財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監査する。
- (3) 社員総会および理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるとときは、その旨を理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- (7) 理事がこの会の目的の範囲外の行為、その他法令または定款に違反する行為をし、当該行為によってこの会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を行わないよう請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 棄欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事もしくは監事が欠けた場合または第25条第1項で定める理事もしくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した理事または監事は、新たに選任された者が就任するまで、引き続き理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第31条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの会との取引
- (3) この会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除または限定)

第33条 この会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この会は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事または当該法人の使用人でないものに限る。）または監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金10万円以上でこの会があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉役員)

第34条 この会に名誉役員若干名を置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会において選任する。
- 3 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 名誉役員は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉役員に関するその他の事項は理事会が定める。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- (4) 名誉役員の選任および解任
- (5) 社員総会の開催の日時および場所ならびに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更および廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第33条第1項の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期に、年6回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられた

い場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合および同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 会長は、前条第2項第2号または第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令または理事会規則に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第45条 この会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所および方法その他必要な事項を清算人において別に定める。

第7章 資産および会計

(財産の種別)

第46条 この会の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第47条 この会は、基本財産について、適正な維持および管理に努める。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持および処分は、理事会の決議により行う。

(事業年度)

第48条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第49条 この会の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第50条 この会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(剰余金の不分配)

第51条 この会は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲受け)

第52条 この会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を必要とする。

- 2 この会の重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(会計原則等)

第53条 この会の会計は、公益法人の会計の慣行に準じて行う。

第8章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第55条 この会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 この会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この会と類似の事業を目的とする他の公益法人である公益財団法人日本サッカー協会または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第9章 委員会

(委員会)

第57条 この会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第58条 この会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この会は、公平、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 この会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第61条 この会の最初の事業年度は、この会の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第62条 この会の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	飯田淳平	松崎康弘	今村義朗	浅井昭子
	布瀬直次	田中厚	山内宏志	村井良輔
	小崎知広	小泉朝香	柳澤和也	佐野元康
	赤阪修	湯尾智顕		

設立時代表理事

飯田淳平

松崎康弘

設立時監事 加古眞 佐々木琢至

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第63条 設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 飯田淳平

住 所

設立時社員 松崎康弘

住 所

設立時社員 今村義朗

住 所

設立時社員 浅井昭子

住 所

設立時社員 布瀬直次

(設立時の主たる事務所の所在地)

第64条 この会の設立時の主たる事務所の所在地は、東京都新宿区新小川町5番20号とする。

(法令の準拠)

第65条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和4年11月9日 制定

令和5年12月22日 一部改正